

長 建 協 発 第 51 号
平成24年 5月14日

会 員 各 位

社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

女性労働基準規則の一部を改正する省令の施行について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、女性労働基準規則第2条第1項第18号により、これまで、鉛・水銀・クロム・砒素・黄リン・弗素・塩素・シアン化水素及びアニリンの9物質のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務については、女性労働者の就業が禁止されておりました。

今般、「母性保護に係る専門家会合報告書（平成23年12月）」を踏まえ、平成24年4月10日に女性労働基準規則の一部を改正する省令が公布され、平成24年10月1日から施行されることとなった旨、厚生労働省労働基準局長並びに同省雇用均等・児童家庭局長より別添のとおり連絡がまいっております。

つきましては、別添記1に掲げる有害物を発散する場所における業務であって、記2に掲げる業務においては女性労働者の就業が禁止されますのでご留意下さるようお願い申し上げます。